長野市立三本柳小学校

学校いじめ防止等のための基本的な方針

学校は、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)第 13 条に基づき、いじめ防止等の取組に対する基本的な考え方、いじめ防止等の取組の具体的な内容、いじめ防止等の取組の年間計画等を「学校いじめ防止基本方針」として定め、ホームページ等で公開する。

また、保護者や地域の方、児童の意見を参考にしながら、定期的に見直しをする。

I いじめ防止等の対策

一、本校におけるいじめ防止等の対策の目指すもの

1. 教育目標…めざす児童の姿

校訓:水と緑と陽光に愛され、人のやさしさのわかる子ども

「人にやさしくできる子ども」でなく、「人のやさしさのわかる子ども」である。

たくさん声をかけてもらい、たくさんの愛情のシャワーを浴び、自分自身がエンパワーされ、愛情や優しさの意味がわかってくると、人は人に優しくできる。

一見受け身的な表現ともいえる本校の校訓は、三本柳小学校の教職員のひたむきな努力 が目指すところを示している。

いじめ防止等のための基本的な方針を立てるにあたり、この校訓を出発点としたい。

校訓の願いの根底には、長野市教育の基本理念にある「思いやりの心(敬愛の心)」がある。「やさしさこそ、人間として最も必要な力」と受け止め、そこに迫るために教育目標を『智 仁 勇』として、三つの視点から指導をすすめている。

2. 『智 仁 勇』

- (1) 智: より確かな学力をつけ、「生きる力」を伸ばすように指導する。
- (2) 仁: 思いやり、優しさの心が育まれるように指導する。
- (3) 勇: 時と場に応じた節度ある態度で生活できるように指導する。

二、いじめ防止等にかかわる基本的な考え方

1. いじめの未然防止のために

(1)智 「知恵を学ぶ」

キーワード『わかる・ためになる授業』

学校活動の中核となる学級での授業において、すべての児童が参加し活躍することを通して、 児童一人一人が『わかる・ためになる』ことを実感できる授業の実現をめざす。自他の価値を 授業によって認め合うことは、いじめにつながる否定的・排他的な人間関係が助長されること を防止する。

(2) 仁 「思いやりを学ぶ」

キーワード『自己有用感』『人間関係づくり』

自然体験や社会体験・交流体験を共にすることで「私は役に立っている。」という『自己有用感』や「これからも役に立てる。助け合える。」という信頼感に根ざした、自他を大切にし、互いに認め合う人間関係の構築をめざす。こうした人間関係は、互いの失敗や短所を乗り越え、成果や長所に目を向ける『やさしさ』『思いやり』を育て、いじめを防止する。

(3) 勇 「心の強さを学ぶ」

キーワード『規律ある生活』

児童がいじめについて主体的に考えることを通して「いじめは絶対に許されない」との共通 認識を育てていく。児童自身がいじめの防止の取組を進めることで、『安心・安全に生活』で きる、自律した『規律ある学校生活』の実現をめざす。いじめについて理解を深めその根絶を 願う中から生まれた規律はその一時期・一例にとどまらず将来にわたっていじめを防止する力 となる。

2. いじめの早期発見

(1) 日常のとらえ

キーワード『おやっ?と思ったらまず報告・相談』

いじめはどの学校、どの学級、どの子どもにも起こりうる。いじめは加害者・被害者・傍観者の立場が意識されずに発生し発展することもあり、さらに意識されたいじめは意図を持って隠されることを鑑みると、相談や訴え、学期ごとのアンケートだけではいじめの早期発見はできにくいことが予想される。

そのため、学校においては教職員が日常的に子どもの様子や変化をとらえ、些細なことでも 取り上げる必要がある。教職員個々の人権感覚を研ぎ澄まし個々の感性を重んじると同時に、 情報を共有して事実や背景を的確にとらえる必要がある。

(2) 保護者・地域との連携

キーワード『保護者・地域と連携』

いじめ、およびその防止等についての認識を保護者・地域と共有することで学校だけでは発見できないいじめを早期に発見できる可能性が高まる。特に家庭においては児童が内面を見せる場面が多くまたその変化を身近な家族が察知しやすいことからも学校との信頼関係に立った連携が欠かせない。また子どもは、学校・家庭では見せない別の面を地域においては見せることがあり、いじめが隠れて起こり進行する性質のものであることからも学校・家庭を離れた場面での子どもの様子を地域が見守ることは早期発見につながる。

(3) 相談・アンケート

キーワード『窓口は常時・多彩に』

いじめについて社会的に認識されてきた今、相談やアンケートによっていじめを発見することも有効である。定期的に懇談したりアンケートをとったりすることはいじめについての認識

を再確認するためにも有効となる。相談やアンケートの内容については表面的にとらえず、事 実や背景をとらえる窓口として扱うことが大切になる。

3. いじめへの対処

キーワード『チームで』

- (1) いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備をはかる。
- (2) いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

4. 学校と家庭や地域、関係機関への連携 キーワード『一緒に』

いじめへの対応は、学校生活を越えて児童の生活全般に渡り将来にわたるため、学校が家庭や地域と連携して取り組むことが欠かせない。そのため学校でのいじめであっても地域・社会と状況や事実、指導を適正に共有する必要がある。さらに学校外の必要な関係機関との日常的な連絡・連携により、必要とされる場面や状況でいじめについて速やかに対応できるよう、平素から情報共有体制を構築しておく。

三、いじめ問題の理解

1. いじめをとらえる視点

- (1) H25 いじめ防止対策推進法 第2条の定義によると、いじめとは『児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童との一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの』をいう。以下の点を配慮する。
 - ① いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。
 - ② いじめはどの学校どの教室にも起こり得ることとしてとらえ、また、だれもが被害者にも加 害者にもなり得るものである認識に立ち、些細なことと軽視しないで組織で対応する。
 - ③ いじめを絶対に許さない姿勢を基に、予防や対応において子ども達の学びという視点から、 取組を通して子ども達に考える力・判断する力・実践する力を育てる。

2. いじめの態様

いじめの態様には様々なものがあるが、いじめの定義に照らして当該児童の立場に立って把握されるべきものである。前例や程度にかかわらず固定化した態様にとらわれずにいじめとして認識すべきである。また、いじめとして行われる行為の中には犯罪行為として扱われるべき行為も含まれることから、日常的に警察署等と連携をとり早期に相談する必要があるものも含まれていることも

(1) 心理的いじめの例

- ① 言葉の暴力や冷やかし(冷やかし・からかい・やじ・はやしたてる・あだ名・悪口・ 脅し文句…)
- ② 仲間外し、集団による無視(話しかけても無視、避けられる。遊びや学習の仲間に入れてもらえない…)
- ③ 嫌がらせ(机を離す・所有物に触らない・用事を押しつけられる・睨まれる・噂や嘘を流布される・黒板や壁の落書きに書かれる・パソコンやゲーム通信などで噂や悪口を流される…)

(2) 物理的いじめの例

- ① 暴力(遊ぶふりをして叩く、ぶつかる、ける・足をかける、転ばされる・服を脱がされる・物を投げつけられる・水をかけられる…)
- ② たかり(物品や金を要求される・食べ物をおごらされる・使い走りや万引きを強要される…)
- ③ 嫌がらせ(物隠し・所有物の移動、落書き・・・)

3. いじめの認知

二-2 にあげた態様など子どもの姿を 1 の視点で捉えたとき「おやっ?」と思われる行為について、場合によっては即座にあるいは時と場を考慮して事実や背景を的確に把握する必要がある。後述する『いじめ防止等の対策のための組織』(仮称)を活用して『いじめ対応マニュアル』(仮称・後述)に従って認知・対応を進める。その際、以下の点に配慮する。

- (1) 本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察 したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- (2) 行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童に対し、適切に指導する。
- (3) 行為を行った児童に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- (4) いじめられていた児童といじめた児童の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。
- (5)「いじめられる子どもも悪い…。」とする認識は、いじめている児童や周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童の立場を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化させる。

4. いじめの背景と児童の気持ち

- (1) いじめの背景
 - ① 直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少 し、社会性や協調性が育ちにくい。(地域社会)
 - ② 心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躾が十分になされていなかっ

たりして、相手を思い遣る気持ちや、「いじめは絶対許さない。」といった規範意識が育 ちにくい。(家庭)

- ③ 児童相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。(学校)
- ④ 児童はこれまでの生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」「解決が不十分だと余計にエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまうことがある。

(2) いじめの構造

- ① いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。子どもの関係だけでなく地域や学校、家庭における力の乱用が子どもの行動に直接反映され、反対に子どものいじめが子どもの関係を越えて家庭や地域の大人を新たないじめに走らせることもある。
- ② いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいることがある。いじめは意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる児童は他者との関係を絶ち切られ、絶望的な心理に追い込まれることも多い。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺での暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。
- ③ いじめの多くが同じ学級の児童同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが欠かせない。

(3) いじめる児童の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の児童の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、

- ① 過度のストレスを集団内の弱い物への攻撃によって解消しようとすること、
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感や排除意識、
- ③ ねたみや嫉妬感情、
- ④ 遊び感覚やふざけ意識、
- ⑤ いじめの被害者となることへの回避感情

などが挙げられる。これらの原因の基となる心的環境を改善すること、そのための物理的な仕組みを構築することがいじめる児童の心を救いいじめを防止することになる。(県教 委心支援室発行『いじめ対応充実の手引き①参照』)

一、いじめ防止等の対策のための組織

1. 組織

- (1) 中心となる組織『いじめ対策委員会』により、本基本方針や内容を発案、計画、実施および実施の支援や評価、本方針や内容の見直しをする。
- (2) 『いじめ対策委員会』は、校長、教頭、生徒指導主事、各学年1名および専科、教務などから 構成される。事態発生時等には、校長、教頭、教務主任、スクールカウンセラー、スクールサ ポーター、スクールソーシャルワーカー等も加わり、問題解決に向けて話し合う。
- (3)『いじめ対策委員会』は毎週月曜日の教育研究の時間帯に会をもつ。

2.『いじめ対策委員会』の役割

- (1) 『いじめ対策委員会』は本基本方針に沿って、校務分掌に基づく関係する係に働きかけ、計画、 実施、評価を行わせる。
- (2) 日常的にいじめの未然防止・早期発見のための取組を行い、いじめに関する全般的な把握をする。
- (3)いじめを把握した場合、後述のマニュアル、フローチャートに沿って早急にその対応にあたる。
- (4) ネット上のいじめへの対応をする。
- (5) 後述のウェブマップに基づき、関係機関と連携した取組をする。
- (6) 後述のフローチャートに基づき、重大事態発生時の対応をする。
- (7) いじめ防止等の取組の年間計画を示す。

二、いじめ未然防止の取り組み

1. 授業づくりの視点から…『智』

『わかる・ためになる授業』による児童の『居場所(活躍場所)作り』のために

- (1)子どもと共に創る授業の実践(教科等の本質的なよさ・面白さを実感するとともに、追究の喜びや達成感を感じ取れる「分かる授業」)を具現化するために十分な教材研究等を行う。
 - ①学年会での教材研究の充実
 - ②教科運営における教材の開発・充実
- (2) 授業がもっとよくなる3観点『ねらい めりはり 見とどけ』のある授業
 - ①既習の基本事項の復習問題、学習課題を解決するための問題、学習内容を確かめ自信をつける問題を意識して学習展開をはかる。
 - ②終末、振り返りのためのカード・ノート記入。
- (3) どの子どもも、「分かる喜び」「できる喜び」が実感できる指導の工夫。(学習状況を評価基準などで的確に把握し知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視

する)

- ①学習カードの工夫による課題と指導・評価の意識化
- (4) どの子どもも、伸びる力を一層伸ばせる子に応じた指導の工夫(子どもの実態にあった指導方法や指導体制を工夫する。課題学習や発展学習も取り入れる)
 - ①個・共同・グループ・全体等、学習単位を意識した関わり合いのある学習
 - ②少人数・習熟度別学習グループの工夫
- (5) それぞれの個性を尊重し合い、互いのよさを学び合う環境(学習課題の追求場面で一人ひとりの願いや解決方法を理解し合う場を位置づけ、子ども同士が互いの追求を支えたり深めたりしていけるように関わらせる。)
 - ①課題把握場面、課題追求場面の明確化
- (6) 学習内容が定着するよう、家庭における学習習慣を確立する。(授業と関連づけた予習復習ができる課題を与えるなど。学習カードやノートへの朱書きにより意欲を高める共に保護者と連携する)
 - ①家庭学習の手引き(学力向上研究グループ作製・全家庭配布)を活用した家庭学習の姿勢、 あり方の研究および家庭への啓発および連携。
 - ②自主学習の推進。自学ノートや自学ファイル、カードによる記録と評価、保護者との連携。
- (7) ユニバーサルデザインに根ざした教室環境・学習環境の整備
 - ①授業に集中できる教室前方の板書・黒板周辺の整備、棚のカーテン設置等の教室環境整備。
 - ②授業の開始と終了時刻を守る。
 - ③活動時間の目安を示す『残り時間表示時計』
 - ④書画カメラやパソコン等の ICT の適切な活用による具体物による資料提示。
- (8) 学力実態のとらえと対応
 - ①NRT等諸検査の分析と考察、実践へのフィードバック

2. 人間関係づくりの視点から…『仁』

『自己有用感・絆づくり』に根ざした『やさしさ』『思いやり』を育てる活動

- (1) 人権教育の充実
 - ①いじめは、相手の基本的人権を侵害する行為であり、いかなる理由があろうと決して許されるものではないことを児童に理解させる。
 - ②児童が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を 育むとともに、人権感覚の高揚を図る。
 - (ア)なかよし旬間の実施
 - ・アピール掲示
 - · 校長講話 · 授業参観 · 懇談会
 - 講演会
- (2) 道徳教育の充実
 - ①道徳の授業により、相手意識の未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」 を未然に防止する。
 - ②いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。

- ③児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った授業を実施する。
- ④子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分の生活や行動を省み、いじめを抑止する

(3) 国際理解教育

- ①ルダシングワガテラ・真美さんとの交流から、ボランティア精神と実践力について学ぶ。
- ②外国の人との交流で、自他尊重意識を培う。

(4) 児童会活動

- ①児童総会で、いじめに関する討議の時間を設定する。
- ②1年生を迎える会、6年生を送る会で、仲間を尊重する態度の具現化をはかる。
- ③三本柳フェスティバルで、楽しさの共有、所属意識、仲間意識の高揚をはかる。
- ④町別子ども会における行事、登校班活動の中で、相手意識の醸成をはかる。

(5) 学級活動

- ①学級の係活動での自己有用感の育成をはかる。
- ②学級行事での個々の活躍を認め合い、充実感を持たせる。

(6) 行事

- ①行事の準備、実施における個々の活躍場面を認め合い、充実感を持たせる。
- ②行事での充実感を、その後の学級生活に生かし、さらに連帯感・所属感を高める。

(7) ふるさと学習

子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。

- ①地域の宝(自然・歴史・人・事・もの)と接し、感じ取った・発見した価値を伝え合うことで自己有用感を育てる。
- ②生活科や総合的な学習を中心に、自然体験や福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を教育 活動に取り入れる。

(8) 読書活動

読書を通して様々な事象や生き方に触れることで、自他を尊重する意識を育てる。

(9) 歌声づくり

仲間と歌い合い、聴き合い、一つの合唱を創りあげることで、自他の必要感や所属感を育てる。

- (10) 姉妹学級との交流
 - ①下学年に気遣い、必要とされることから、自己有用感や年上としての責任感を育てる。
 - ②上学年生へのあこがれや親しみから生まれる自己向上への意欲を育てる。
- (11) 幼稚園保育園との連携『スタートプログラム』

就学前の児童への気遣い、必要とされることから、自己有用感や責任感を育てる。

(12) 環境教育

- ①栽培や飼育活動を通して、自己有用感を培う。
- ②親水施設や学級園での活動を通して得られる楽しさ、充実感を共有する。

(13) 福祉教育

福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

- ・アイマスク体験や点字体験、地域のお年寄りや障害者との交流などにより、他者尊重思いや りの心情の醸成をする。
- (14) 職員の意識向上
 - ①日常の指導を見合い、知り合うことで研削される人権意識
 - ②地域や外部、保護者など立場の違う人から学ぶ研修会などによる意識改革、向上。

3. 学校づくりの視点から…『勇』

自律した『規律ある生活』による『安心・安全な学校生活』のために

- (1) 生活のきまりの明文化。職員の共通理解、子ども、保護者、地域への公示。
- (2) 生活のきまりチャックリストによる見直し
- (3) 児童会、生徒指導係による月目標の設定と実現に向けての取組
- (4) 学校・児童会・学年・学級におけるいじめについて考える場の設定
 - ①全校集会での問題・課題提示(校長講話・職員、児童の提言・発表)
 - ②児童集会での問題・課題提示や発表、話し合い
 - ③学年・学級における発表や話し合い
- (5) 年度初めの学校・学年・学級でのルール共有
 - ①全校集会・校長講話での生活の重点・ルール確認
 - ②学年集会での学年に応じた具体的な生活の決まりの確認
 - ③学級における生活の決まりや約束の日常的な評価
- (6) あいさつ

児童会あいさつ当番との「おはようございます。」で一日を始める、区切りとしてのあいさつ。

- (7) チャイムスタート
 - ①チャイム着席からチャイムスタートへ。国語の音読、漢字ミニテストの予習、前時の計算復習、やり残しのドリル問題、宿題の見直し、社会の教科書読みなど、授業開始時活動を示し取り組ませることによる主体的で自律した学習姿勢の育成。
- (8) 無言清掃
 - ①開始チャイムから終了チャイムまで完全に無言で取組『完全無言清掃』を合い言葉にした、 そうじへの集中。
 - ②他者を惑わさず他者に惑わされない、安心して手元に意識を集中できる清掃活動。
- (9) あとみよそわか
 - ①そうじ終了時点での合い言葉「あとみよそわか」やり残しはないか?用具は片付あいているか?明日はどんなそうじをするか?
 - ②くつそろえ
- (10) ろうか歩行

他の授業や下学年児童、弱者を大切にする姿勢の現れとしてのろうか歩行の呼びかけ

(11) 関係機関とのネットワークづくり

三、いじめ早期発見の取り組み

1. 児童の実態把握の視点から

- (1) 欠席日数の日常的な把握(学年会・研究グループによる実態把握)
- (2) 気になる児童の共通理解(5月 学級経営案にあわせて)
- (3) 担任・専科によるチェックリストによる日常的および定期的な把握
- (4) 5・6 年担任は、「しなのき児童生徒アンケート」(市教委が開発。「登校意欲・人間関係を築こうとする力・自己をコントロールする力」について、個々の児童と学級全体の様子を把握するアンケート)を年2回実施する。校長・教頭・生徒主任は、各学級のアンケートの集計と分析内容を把握する。
- (5) 直接児童に関わる担任、専科などの職員による児童の状態や変化のとらえを行い、学年会・研究グループを中核として情報の収集共有を図る。

2. 相談窓口の提示の視点から

- (1) 日常的な相談窓口の開設
 - ①全職員が「いつでも相談を受ける」ことを子どもたちに表明し、子どもたち自身が困ったことを相談していく大切さを感じ取れるようにしていく。
 - ②校内外の相談窓口の周知を行うとともに、校長室・保健室に『相談室』の表示をする。
 - ③子どもの人権 SOS ミニレター (いじめ等の投書用紙)を設置し、投書できるようにする。
- (2) 定期的なアンケート・相談の実施
 - ①「いじめについてのアンケート」を定期的に実施(毎月)する。
 - ②アンケート結果を基にした個人面談の実施
- (3) 学校への評価
 - ①いじめ防止等の取組について、学校評価のアンケート項目に位置づける。
 - ②学校評価アンケートを参考にして、いじめ防止基本方針の見直しや取組を改善していく。
- 3. いじめが起きたときの対応…(具体的な取り組みは、次項いじめ対応マニュアルに記載)
- (1) ネット上のいじめへの対応
- (2) 関係機関と連携した取組
- (3) 重大事態発生時の対応
- (4) いじめ防止等の取組 グランドデザイン

四、いじめ対応マニュアル

いじめの発見から解決まで

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・日記等から気になる言葉を発見
- ・子どもや保護者からの訴え
- 毎月のアンケートから発見
- ・同僚からの情報提供

独断で判断して、 解決を焦らない

一角でであった。

必ず報告

- ▼担任が陥り易い傾向
- ・自分の責任と思い詰め、自分だけ で解決しようとする。
- ・指導力が否定されたと感じる。
- ・解決を焦る。(迅速と焦りは違う)



2 対応チームの編成 (いじめ対策委員会)

校長(教頭)、生徒指導主任等、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、スクールカウン セラー等

対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の整理
 - ・いじめの状況、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴
- (2) 対応方針
 - ・緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「暴行」等の危険度を確認
 - 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
- (3) 役割分担
 - ・被害者からの事情聴取と支援担当・加害者からの事情聴取と指導担当
 - ・周囲の児童生徒と全体への指導担当・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

4 事実の究明と指導・支援

(1) 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくりと聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。 聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

<事情聴取の際の留意事項>

- 〇いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 〇安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- ○関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 〇情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- ○聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。
- <事情聴取の段階でしてはならないこと>

- ▼いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ▼注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▼双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▼ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▼当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

5 いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

(1) 被害者(いじめられた子ども)への対応

【基本的な姿勢】

- 〇いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- 〇子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- ○担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- 〇いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- ○学校はいじめの行為を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 〇自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。
- 〇いじめている側の子どもとの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- ○学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教えておく。
- ▼「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- ○生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 〇自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。
- (2) 加害者(いじめた子ども)への対応

【基本的な姿勢】

- 〇いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 〇自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- ○言い訳と取れる言動に対してもまずは聞き、事実確認を最優先する。
- 〇話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 〇被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- 〇いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- 〇いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の 行動の仕方について考えさせる。
- 〇不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくりと聴く。

【経過観察等】

〇生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。

○授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

(3) 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- ○いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- 〇いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

〇いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある 人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- 〇周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせ る。
- 〇被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- 〇これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- 〇いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- 〇いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

- ○学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- 〇いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

6 保護者との連携

- (1) いじめられている子どもの保護者との連携
 - 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
 - ・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
 - ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
 - ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡は慎重にすることを依頼する。
 - ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- *保護者への誤った対応
 - ▼保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。
 - ▼「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
 - ▼電話で簡単に対応する。
- (2) いじめている子どもの保護者との連携
 - ・事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子 どもに事実の確認をする。
 - ・「いじめ」という言葉に心を閉ざす保護者もいるので、具体的な事実(どんな悪口を何回言ったのか、どの程度に何回叩いた等)の確認を大切にする。
 - ・相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
 - ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
 - ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指

導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

- ・事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判した りする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念 を示し、理解を求める。
- *保護者への誤った対応
- ▼これまでの子育てについて批判する。
- (3) 加害者、被害者の保護者同士の話し合いを持つ場合の方法
 - ・学校が、双方の保護者とあらかじめ話し合いをし、加害者、被害者の両方の児童にとって、 双方の保護者が話し合いを持つことが有益であると判断したうえで、話し合いをもつ。
 - ・保護者の話し合いに、加害者あるいは被害者の児童が参加する場合、形式的な謝罪で終わらせず、いじめ被害のつらさ・深刻さをしっかり受け止めることを大切にするとともに、児童の今後の生き方や人間関係づくりについてどうしていったらよいか考えさせる機会とする。また、学校の責任で、児童の人権に配慮して会を進行する。
 - ・双方の児童の保護者又は親権者以外の第三者は話し合いに参加しない。学校が必要と判断した場合に、スクールカウンセラー、市教育委員会、市いじめ解消チームの出席を求める。
- (4) 保護者との日常的な連携
 - ・年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方 法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
 - ・いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を 行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。
- ※深刻ないじめの解決には、教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携が必要である。 日頃からの連携が、深刻な事案が発生した時の連携プレーを容易にする

7 インターネット・ケイタイに関連するいじめへの対応

- (1) 実際に起こっている問題のある事例について
- 〇インターネット(携帯インターネット)が原因となり発生したいじめの事例
- ・学校裏サイト(ネット上の掲示板)上での何気ない書き込みがきっかけとなったいじめ。
- ・プロフ、ブログによる子ども自身が発信した情報がきっかけとなったいじめ。
- 〇インターネット(携帯インターネット)によるいじめの事例
- いじめられている子どもへの誹謗中傷をインターネット上に書き込む。
- ・いじめられている子どもの家族や関係者の悪い噂をインターネット上に書き込む。
- いじめられている子どもの顔写真や個人情報などを書き込む。
- 多数の同級生がメールで悪口などを送信する。
- (2) 対応策として考えられること
- ○危機管理の一環として、学校や大人が学校裏サイト等の存在を知ること
- ・親や先生が知っている、見ていることを知らせることだけでも抑止力がある。ただし、子ども の変容を図るような指導を丁寧に行わないと、別の隠れたサイトに逃げたり、いじめが陰湿化

したりしてしまう場合がある。

- ・情報モラル、情報セキュリティの指導に加えて、リスク管理の指導を行う必要がある。
- * リスク管理とは、児童がインターネット上で行った行為により、どんな危険が子どもたちに 及ぶかに気付かせ、危機意識を高めることで、自発的に自分の行動を変え、子ども自身のリス クを減少させていくこと。
- 〇保護者への啓発活動
- ・保護者に携帯電話の危険性やその使われ方について知らせることにより、家庭と学校で協力して子どもを見守っていく。携帯電話のフィルタリング機能をかけることを促進する。
- 〇インターネット上の問題点等の研修
- ○警察等関係機関への相談
- ・深刻な誹謗中傷等が発生した場合、該当のページを保存・印刷し、それを持って警察等に相談 する。

(3)書き込み削除の対応

- 1 証拠を保存する(日時・内容・サイト名・U RL等を保存する)。
- 2 掲示板管理者へ削除を依頼する。
- ・乱暴な書き方をするとお互いにエスカレートする場合があるので、丁寧な対応を心がける。
- 3 掲示板を運営する会社に連絡する。
- ・書き込みが続く場合は運営会社に問い合わせ、削除を要請する。
- ・多くの掲示板サイトには運営会社への問い合わせ先が記載されている。
- 4 相談機関に相談する。
- 悪質な書き込みの場合は、警察署や県警生活環境課に相談する。